



一般廃棄物処理業許可証

	許可番号	11808-10-022
住 所	埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号	
氏 名 (法人の場合は氏名及び代表者)	クリーンシステム 株式会社 代表取締役社長 井古田 晃伸	
生 年 月 日	昭和39年6月12日	
営業所の所在地及び名称	埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場2-10-3 クリーンシステム 株式会社 エコセンターやまぶき	
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(登録事業所から発生する事業系ごみに限る)	
収集運搬及び処分等の別	収集・運搬	
営 業 区 域	蓮田白岡衛生組合管内(蓮田市・白岡市内)	
有 効 期 間	自 令和 6年 4月 1日 から 至 令和 8年 3月 31日 まで	
条 件	裏面のとおり	

令和6年2月22日付をもって申請された一般廃棄物処理業については、上記のとおり蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例第25条の規定により許可する。

令和 6 年 4 月 1 日

蓮田白岡衛生組合
管理者 山口京子



更新または変更の状況

年月日	内 容
平成 8年 4月 1日	新規許可
令和 2年 7月 17日	変更許可(代表者変更)
令和 2年 12月 11日	変更許可(営業所の所在地及び名称)
令和 6年 4月 1日	更新許可(14回目)

許可条件（収集運搬業）

1 次に掲げる条件を遵守すること。

- (1) 組合管外で収集した一般廃棄物を組合の処理施設に搬入しないこと。
- (2) 収集運搬業務の範囲は、登録事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬とすること。
- (3) 新たな契約により契約事業所が増加したとき、又は、契約事業所との契約を解除したときは、速やかに組合所定の書式に必要な書類を添付し、報告すること。
- (4) ごみの積替えは行わないこと。
- (5) 他の者にこの業務の継承及び下請けをさせないこと。
- (6) 従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為についてその責任を負うこと。
- (7) 組合管内で収集した一般廃棄物は、組合の処理施設で処理すること。ただし、管理者が別に処分地を指定した場合はその処分地を「別表1」のとおりとする。
- (8) 組合の処理施設へ搬入できるものは、質、量ともに家庭系一般廃棄物の処理に支障のない範囲の一般廃棄物であって、組合の指定する種類ごとに分別して搬入すること。
- (9) 組合の処理施設への搬入日時及び搬入方法については、管理者の指示に従うこと。
- (10) 一般廃棄物の処理手数料は、廃棄物の搬入時に納入するものとする。ただし、組合との協議により、別の納入方法を決定した場合にはその方法による。
- (11) 関係法令、条例及び規則等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (12) 一般廃棄物収集運搬状況報告は、組合所定の書式により前月分の実績を翌月の10日までに報告すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要に応じ指示する事項に従うこと。

2 許可証の返納

収集運搬業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該許可証を管理者に返納しなければならない。

- (1) 許可証の有効期限が満了したとき。
- (2) 業の許可を取り消されたとき。
- (3) 業を廃止したとき。
- (4) 許可証の再交付を受けたのち、紛失した許可証が発見されたとき。
- (5) 正当な理由がなく3ヶ月以上組合処理施設に搬入を行わないとき。

3 許可車両

収集運搬業者は、一般廃棄物の収集及び運搬にあたり、管理者が認めた許可車両以外の車両を使用してはならない。

また、許可車両は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (2) 埼玉県生活環境保全条例に規定される粒子状物質排出基準に適合するものであること。

別表1

一般廃棄物の種類	運搬先・処分先
食品廃棄物 (再生利用の目的で分別して収集する場合)	株式会社アイル・クリーンテック (埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328番地)

確 約 書

蓮田白岡衛生組合管理者（甲）とクリーンシステム株式会社（乙）とは、
廃棄物処理手数料の支払いについて次のように確約する。

（趣旨）

第1条 乙が、蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例第
32条の2第1項の規定に基づく事業系一般廃棄物の処理手数料（以下「手数
料」という。）を甲に支払うことについて、この確約書に定めるところによるも
のとする。

（手数料の請求及び納入）

第2条 甲は、乙の廃棄物の搬入にかかる手数料を月末締めにて処理し、納入通知
書により請求するものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、納入期限までに手数料を納入しなければな
らない。

（解除）

第3条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この確約を解除することができる。

- （1） 手数料を甲の定める納入期限までに納入しないとき。
- （2） 甲の指示に従わないとき。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要であると認めたとき。

（期日）

第4条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

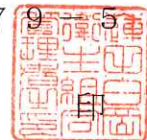
（協議）

第5条 この確約に定めのない事項及び疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを
決定するものとする。

この確約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印の上、各
1通を保有するものとする。

6 年 2 月 22 日

（甲） 住 所 埼玉県白岡市篠津1279-5
名 称 蓮田白岡衛生組合
代表者氏名 管理者 山口 京子



（乙） 住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号
商号又は名称 クリーンシステム株式会社
代表者氏名 代表取締役 井古田 晃伸

